

(別 紙)

原告Aの動静一覧

1 平成24年8月20日（本件面会172）以前の動静

(1) 同年6月21日（乙1の272頁）

原告Aが「今後は体調が悪くて行けないので来ないでくれ」と述べ、L弁護士との面会を拒んだ。

(2) 同年7月27日（乙1の280ないし282頁）

面会の際、E弁護士が「打合わせの事で」と話を向けた際、原告Aが「打合わせなんかしないよ。」と述べた。

その後も、原告Aは、E弁護士に対して「ボクも命がけですから、先生方と縁を切るという事は、お世話になる人にもう来ないでくれと言うのは」、
「ボクは、B先生には会いたくないから」、
「今日だって断わろうと思ったんだから」などと弁護士に対する不満を述べた。

同面会において、E弁護士が「冤罪ファイルの人たちとは面会は」と尋ねたところ、原告Aは、「面会なんかしねえよ。だいいち出来ないよ」と発言し、さらに「ボクは弁護士と会わないと言っているんだから」などと発言した。

2 同年10月30日（本件面会183）以前の動静

(1) 同年8月20日（上記1の面会，乙1の286ないし288頁）

面会の際、原告Aの認知に係る書類に関し、原告Aが「7人分の戸籍先生持ってるでしょう、送ったでしょう」と発言し、C弁護士が「5人分ですよ」と答えたところ、原告Aは、「持ってる、7人分。…を抜いた分だよ。取ったって云っていたから」、更に「Nも離婚して子供もいるのか弁（引用者注：弁護士のこと）も教えてくれないしね。」と不満を述べた。

(2) 同年9月3日（乙12）

C弁護士に発信した信書において、「送った認知書そのままになっている

なら送って下さい。僕がやります 弁護団へ接見に対しルールを述べる ①パソコン、アイパットはバックの中に入れる、②腕時計はバックの中、③ボールペンは芯が見えるもの」旨の記載をし、同弁護士らへの不満を表す記載をした。

(3) 同月21日（乙1の292ないし293頁）

面会の際、M弁護士が「U先生は」と問いかけたのに対し、原告Aは、「こういうふうにやれって言ってるのに、やらねえんだから」と不満を述べた後、「C先生だってボクにあれだけ親しまれていたのに、録音の件だって帳消しにするって、ボクだってそんなむずかしい事は言ってないですよ。アイパットの件だって、よせと言っているのに、マスクしているところまで撮りやがって」と不満を述べた。

(4) 同年10月11日（乙1の296ないし298頁）

面会の際、G弁護士が「アイポットですね。それがどうしたんですか。」と問いかけたのに対し、原告Aが「この間雑誌に載っていたので悪い事ばかりしているから弁護士は、ウソばかり言っているから、撮影しているのにしてねえと言ったり、録音しているのにしてねえと言ったり、しているんだろう、やったらやったでいいんだよ。」「明日来なければクビにするよ。月曜日にすると言うと、そんなんだから来なくていいと、クビになるんだよあんたは。」と述べた。これに対し、G弁護士が「多分来ると思いますよ。」と応じたところ、原告Aは、「会いたくないんだよ、ろくなのはいねえから、8人解任しようと思っているんだよ」、「うん。あんたも録音したと言えればいいんだよ、やっているのにやってねえ、やってねえと。だからボクは許せねえと言っているんだよ。ボクが言っている事をろくに指も動かさねえで話が全てわかるなんて、録音するしかねえんだよ。パソコンでパチパチやっているけどカモフラージュなんだよ。ボクだってパソコンやっていたからわかるんだよ。」と不満を述べた。さらに、これに対し、G弁護士が「私はAさ

んにウソをつく理由がないですから」と述べたところ、原告Aは、「いいよ、どうせクビになるんだから。皆んなやってねえやってねえと、L先生なんか何か理由があるんだんべと言って、やってねえと言うならいいよ。もしかしたら、今年は弁護団と面会しねえかもしれないから。来年は来年で考えるから、皆んなウソつきだから。死刑囚を相手にウソベえついていたんじゃ死刑囚相手に弁護できるのはめったにねえんだよ。」と不満を述べ続けた。

(5) 同月15日（乙1の300ないし302頁）

面会の際、原告Aは、F弁護士に対し、「今日も拒否しようかと思って、でも来たんだよ。」と不満を述べた。F弁護士が「Aさんが書いた陳述書もう一回書いてくれますか。」と依頼したところ、原告Aは、「そんな暇ないよ。弁護団の事でごたごたしているのに。」と拒絶し、さらに「今何を書いていいかわからない。頭が真白になっているから、先生がこのように書いて下さいと言えればいいじゃない。」と述べた。

F弁護士が「前のAさんの陳述書みたいに書いてもらいたいですよ。」と依頼したところ、原告Aは、「今そんな事どころじゃないんですよ。8人を解任しようと思っているんですから。ボクは8人の事をなんとか打開しようと思っているんですよ。」と不満を述べた。

面会の最後にも、原告Aは、「それが無ければ8人は解任します。」と述べた。

(6) 同月19日（乙1の303頁）

面会の受付が同日午前9時11分にされたが、原告Aは、同日午前9時50分、体調不良を理由に面会を拒否した。

しかし、その17分後の同日午前10時7分、原告Aに再度確認したところ、同人は、面会を実施する旨を述べて面会を開始し、同日午前10時13分から同日午前10時43分まで無立会の面会が実施された。

3 同年11月7日（本件面会186）以前の動静

同年10月30日（上記2の面会，乙1の305ないし307頁）の面会の際，原告Aは，「C先生とB先生は，再審が始まるまで，面会しないから」と弁護団への不満を述べた。

4 同年11月20日（本件面会189）以前の動静

同月7日（上記3の面会，乙1の310ないし312頁）の面会の際，E弁護士が「今日顔の色艶もいいみたいで」と話しかけたところ，原告Aは，「弁護団とも仲良くしないと，弁護団会議も，もたもたしていたから。」，「無実の人間が死刑囚なんだから，ボクは吊されてもかまわねえけどボクにも家族がいるからね」，「だからこういうトラブルも起きるんだよ，もうイライラしているんだから。」，「今弁護団とうまくやっているからいいけどまだ解任がいるんだよ，書いて行くかい」などと不満を表明した。これに対し，E弁護士が「a先生は，ボクと一緒に利根川に水を汲みに行ったんだよ，録音は本当にやってませんよ。」と水を向けたところ，原告Aは，「それ言うとまたおかしくなるから。ボク自体爆弾しょっているんだから，いつ解任したっていいんだよ。」と述べた。